

風水害に伴う防火対策等について

近年、台風や豪雨をはじめとする風水害の影響により、甚大なる被害が発生しております。

また、自然災害時には、長時間停電の発生により、停電からの復電時に電気機器または電気配線からの火災発生のおそれがあります。

市町民及び防火対象物関係者の方は下記を参考に防火対策を行ってください。

記

1 停電からの再通電時における火災予防に関する事項

風水害により停電が発生した場合は、以下の対応を図るようお願いします。

- (1) 停電中は電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから離脱すること。
- (2) 停電中に自宅等を離れる際はブレーカーを落とすこと。
- (3) 再通電時には、漏水等により電気機器等が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電気機器を使用すること。
- (4) 建物や電気機器に外見上の損傷がなくとも、壁内配線の損傷や電気機器内部の故障により、再通電から長時間経過した後、火災に至る場合があるため、煙の発生等の異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡すること。

2 防火対象物に設置されている消防用設備等に関する事項

- (1) 消防用設備等の非常電源として蓄電池設備や非常電源専用受電設備等を用いている場合にあっては、長時間停電することにより消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図ること。

ア 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認すること。不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認すること。

イ 警報設備

防火対象物の関係者等による巡回等により、こんろその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、警報設備の設置範囲内への連絡及び周知体制を確保すること。

ウ 避難設備

防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認すること。

- (2) 消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合にあっては、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。
- (3) 自動火災報知設備の中には、長時間停電することに伴い予備電源の容量が低下すること等により異常警報を発するものがあることから、これらの警報音が作動した場合における対処方法（警報音の停止方法、復電時における点検方法等）について点検事業者等に確認すること。

3 危険物施設に関する事項

河川の氾濫等による浸水が想定される危険物施設では、禁水性物質や金属の溶融高熱物など、水と触れると危険な物品について、浸水の影響のない高所へ移動する、水密性のある区画で保管する、金属の溶融高熱物の加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置を講じること。また、油の貯槽、計装制御装置、冷却装置、ポンプ機器等で、危険物の取扱い上重要な機器については、必要に応じ、浸水の防止や被害が生じた場合の応急措置を講じること。

危険物施設については、総務省消防庁のホームページを参考にしてください。

[消防危第 86 号 危険物施設の風水害対策ガイドラインについて（令和 2 年 3 月 27 日）](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_86.pdf)
(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_86.pdf)

4 その他の一般事項

(1) 火気管理の徹底

火気の使用は十分に注意して行う等、火災の発生防止に努めるほか、防火対象物の関係者は在館者や利用者等に対して周知を図ること。

(2) 119番通報体制の確保

I P 電話や F A X 機能付き電話等の一部の電話機では、停電により使用不能となっているものがあるので、予め確認し確実な 119 番通報体制を確保すること。

(3) 避難経路等の確保

停電により、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となっているおそれがあることから、防火対象物の関係者は、避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じること。

(4) 停電時におけるエレベーターや遊具等の使用制限

防火対象物の関係者は、停電時に停止する電気を動力とするエレベーターや遊具等については、停電が発生する可能性が高い場合には予め使用を制限すること。